

## インドネシア政府による外国人に対する入国制限（概要）

令和2年3月6日

在インドネシア日本大使館

### 1 対中国

3月5日、インドネシア政府は、新型コロナウイルスの侵入防止のための査証及び滞在許可付与について定めた新たな法務人権大臣令（2020年第7号）を2月28日付けで発出した（公表は3月1日）。なお、法務人権省によると、入国許可等を付与しない対象になっている中国には、香港及びマカオは含まれず、また台湾も含まれないとしている。）

#### 【概要】

（1）インドネシアに入国する日以前の14日間に中国に滞在・訪問した外国人への査証免除措置及び入国時一次在留査証（ビザ・オン・アライバル）の発給を一時的に停止する。

（2）在中国のインドネシア公館において訪問査証及び一次在留査証を申請する外国人には、以下を条件に当該査証を付与する。

ア 中国の保健当局が発行する新型コロナウイルス非感染証明書（英文）の提出。

イ 中国国内の新型コロナウイルス非感染地域（当館注：詳細未定）に14日以上滞在したこと。

ウ ①インドネシア政府による14日間の隔離を伴う検疫を受ける用意があること、又は②インドネシア入国前に新型コロナウイルスに感染していない第三国に14日間以上滞在することを宣言する用意があること。

（3）新型コロナウイルスに感染していない国のインドネシア公館において訪問査証及び一時在留査証を申請する中国国籍者には、以下の条件を満たせば当該査証を発給する。

ア 現地の保健当局が発行する新型コロナウイルス非感染証明書（英文）の提出。

イ インドネシアに入国する以前の14日間に新型コロナウイルス非感染地地域に滞在していた旨の宣言。

ウ インドネシア政府による14日間の隔離された検疫を受ける旨の宣言。

（4）中国国籍者、中国での滞在許可を保持する外国人及び中国国籍者の夫妻もしくは子女には、やむを得ない場合の滞在許可が付与される。

やむを得ない場合の滞在許可は、WHOが定めた新型コロナウイルス感染症があり、インドネシアからの出国の手段がない場合に付与される。やむを得ない場合の滞在許可を付与された中国国籍者で一時滞在許可を有するものは、権能を有する機関の推薦や通知があれば6年を超えない範囲で一時滞在許可を延長でき、（それまで有していた）滞在許可は失効する。

（5）定住許可を有する中国からの外国人で、再入国許可が失効した場合、インドネシアの入国管理官を通じて、やむを得ない場合の再入国許可を取得することができる。

（6）上記2、3及び5によってインドネシアに入国しようとする者は、当局による法令の取決めに沿った健康診断の後、入国印が押される。当該外国人が新型コロナウイルスに感染していれば、インドネシアへの入国は拒否される。

（7）中国政府からの外交・公用滞在許可を保持する者は、新型コロナ非感染証明書を提出した後に入国できる。中国が発行した外交・公用滞在許可が失効した場合でも、外交当局が発行した有効な外交官証明書を提示すれば入国印が付与される。

## **2 対イラン、イタリア、韓国**

3月5日、インドネシア政府は、中国以外のイラン、イタリア及び韓国の3か国で新型コロナウイルスが急増しているとのWHOの最新の報告を受け、3月8日以降、これら3か国に対する新たな入国管理措置を講じると発表した。この発表を踏まえ、新たな法務人権大臣令が近日中に発表される予定。

### **【概要】**

（1）直近14日以内に以下の地域を訪問した訪問者・旅行者はインドネシアへの入国及びトランジットを禁止する。

イラン：テヘラン州，コム州，ギーラーン州

イタリア：ロンバルディア，ヴェネト，エミリア・ロマーニャ，マルケ州，ピエモンテ州

韓国：大邱広域市，慶尚北道

（2）上記以外からの全てのイラン，イタリア，韓国からの訪問者・旅行者は，チェックインの際に，各国の保健当局が発行する健康証明書（health certificate）を航空会社に提示する必要がある。保健当局からの健康証明書がない場合，当該訪問者・旅行者はインドネシアでの入国・トランジットを拒否される。

(3) この3カ国からの訪問者・旅行者は、着陸前にインドネシア保健省が用意する健康状態の申告書（Health Alert Card）に記入することが義務付けられる。同カードの中には渡航歴についての質問があり、当該者が上記3（1）の地域に直近14日以内で渡航歴がある場合はインドネシアへの入国及びトランジットを拒否される。

(4) この3カ国、特に上記3（1）の地域を訪問したことのあるインドネシア国民は、到着した空港で追加的な健康診断を受ける。

（インドネシア外務省プレスリリース別添）

（了）